



令和1年12月号(広告)
 2019年12月発行
 三宅税理士法人
 代表社員 三宅 孝治
 (中国税理士会 倉敷支部会員)
 倉敷市中島2370番地14
 TEL 086-466-1255
 FAX 086-466-1288
 第151号
 発行担当者: 宮田 裕子

今年も残すところ一ヶ月となりました。この時期になると毎年思うのは「一年あっという間」ということです。あっという間ではありましたが、今年は本当にいろいろなことがありました。5月には元号が「平成」から「令和」に変わり、10月には消費税増税、そして軽減税率の導入と日々の生活にも影響のある出来事が続きました。キャッシュレス決済など、めまぐるしい変化の対応に追われた方も多いのではないのでしょうか。

これから寒さも厳しくなつてまいります。年末年始の準備などで氣忙しくなってくる時期でもあります。体調管理に氣を付け、健康に年末を迎えたいものです。

今月のテーマ：印紙税

印紙税とは

印紙税は、日常の経済取引に伴って作成する契約書や金銭の受取書(領収書)などに課税される税金です。印紙税法別表第1の課税物件表に掲げる20種類の文書が課税の対象となります。

課税される文書に係る納付すべき印紙税の額は、その内容にかかわらず定額であるものや、契約書の内容や契約金額、受取金額などによって異なるものもあります。

課税文書の種類

- 1 不動産等の譲渡、地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡、消費貸借、運送に関する契約書(第1号文書)
- 2 請負に関する契約書(第2号文書)
- 3 約束手形又は為替手形(第3号文書)
- 4 株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸付信託、特定目的信託若しくは受益証券発行信託の受益証券(第4号文書)
- 5 合併契約書又は吸収分割契約書若しくは新設分割計画書(第5号文書)
- 6 定款(第6号文書)
- 7 継続的取引の基本となる契約書(第7号文書)
- 8 預貯金証書(第8号文書)
- 9 倉荷証券、船荷証券又は複合運送証券(第9号文書)
- 10 保険証券(第10号文書)
- 11 信用状(第11号文書)
- 12 信託行為に関する契約書(第12号文書)
- 13 債務の保証に関する契約書(第13号文書)
- 14 金銭又は有価証券の寄託に関する契約書(第14号文書)
- 15 債権譲渡又は債務引受けに関する契約書(第15号文書)
- 16 配当金領収証又は配当金振込通知書(第16号文書)
- 17 金銭又は有価証券の受取書(第17号文書)
- 18 預貯金通帳、信託行為に関する通帳、銀行若しくは無尽会社の作成する掛金通帳、生命保険会社の作成する保険料通帳又は生命共済の掛金通帳(第18号文書)
- 19 第1号、第2号、第14号又は第17号文書により証されるべき事項を付け込んで証明する目的をもって作成する通帳(第19号文書)
- 20 判取帳(第20号文書)



軽減措置

平成26年4月1日から令和2年3月31日までの間に作成される、次の2種類の契約書について印紙税の税額が軽減されます。

不動産の譲渡に関する契約書(第1号の1文書)

建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成される請負に関する契約書(第2号文書)

記載金額	税額
10万円超 50万円以下	200円
50万円超 100万円以下	500円
100万円超 500万円以下	1千円
500万円超 1千万円以下	5千円
1千万円超 5千万円以下	1万円
5千万円超 1億円以下	3万円
1億円超 5億円以下	6万円
5億円超 10億円以下	16万円
10億円超 50億円以下	32万円
50億円超	48万円

記載金額	税額
100万円超 200万円以下	200円
200万円超 300万円以下	500円
300万円超 500万円以下	1千円
500万円超 1千万円以下	5千円
1千万円超 5千万円以下	1万円
5千万円超 1億円以下	3万円
1億円超 5億円以下	6万円
5億円超 10億円以下	16万円
10億円超 50億円以下	32万円
50億円超	48万円

10万円超、50万円以下、100万円超、500万円以下、1千万円超、5千万円以下、1億円超、5億円以下、10億円超、50億円以下、50億円超の不動産の譲渡に関する契約書に限られます

納付方法

課税文書の作成者は、原則として、課税文書に課されるべき印紙税相当額の印紙を課税文書に貼り付ける方法により印紙税を納付します。この場合には、自己又はその代理人、使用人その他の従事者の印章又は署名で、その課税文書と印紙の彩紋とにかけて、判明に印紙を消す必要があります。

なお、単に「印」と表示したり斜線を引いたりしてもそれは印章や署名に当たりませんから、印紙を消したことにはなりません。また、鉛筆で署名したもののよう簡単に消し去ることができるものも、印紙を消したことにはなりません。

誤って納付した印紙

契約書や領収証などの印紙税の課税文書に誤って過大に収入印紙を貼り付けてしまったような場合には、印紙税の過誤納金として還付を受けることができます。還付を受ける場合には、「印紙税過誤納確認申請書」に必要事項を記入のうえ、納税地の税務署長に提出してください。なお、申請に当たっては、印紙税が過誤納となっている文書と印鑑、法人の場合は代表者印が必要となります

セミナーのご案内

倉敷商工会議所主催による軽減税率制度対応会計処理セミナーを開催します。

日時	2019年12月16日(月) 14:00~16:00	講座内容	軽減税率制度の概要
会場	倉敷商工会館 1階 第1・2会議室	定員	軽減税率の対象となる取引の個別事例
定員	40名	講師	会計業務における具体的な変更点
講師	三宅税理士法人 税理士 鳥越俊佑	申込締切	区分経理が困難な中小事業者の税額計算の特例
申込締切	2019年12月9日(月) 17:00		価格表示

軽減税率実施による実務の影響・変更点を分かりやすく解説します。消費税込申告書の作成手順

受講料は無料です。ぜひご参加ください。

【お申し込み先】

倉敷商工会議所 中小企業相談所

TEL 086-424-2111

倉敷商工会議所のホームページから申込書をダウンロードしていただき、FAX、メールでのお申し込みも可能です。

FAX 086-426-6911 E-mail: kcci@sqr.or.jp

新しい仲間が増えました



令和元年11月に入社いたしました寺元星里音(てらもとせりね)と申します。

まだまだ若葉マークですが、皆さまとのふれあいを大切にし、お力になれるように努めて参りますのでよろしくお願い致します。



研修旅行と望年会



11月1日(金)~2日(土)、研修旅行と毎年恒例の望年会を行いました。今年は山口県へ行ってきました。

天候にも恵まれ、角島、元乃隅神社など絶景に触れりフレッシュできました。これからも日々精進してまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。



< Visionのご案内 >

毎月開催中の経営計画書作成セミナー: Vision

今月の開催日は12月13日(金)です。

経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、

年に一度、当事務所において頂き、

経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。

まだ参加された事のない方、

経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
12月13日(金)	10・11・12・1月決算法人様	12月6日(金)
1月20日(月)	11・12・1・2月決算法人様	1月10日(金)
2月以降の開催日は未定となっております。		

冬期休暇のお知らせ

12月28日(土)~1月5日(日)まで、勝手ではございますがリフレッシュ休暇を頂きます。ご迷惑をお掛け致しますが、宜しくお願い致します。

< 12月のカレンダー >

10	火	*11月分源泉所得税・住民税の納付期限
13	金	*経営計画書作成セミナー: Vision
31	火	*10月決算法人の確定申告及び納付期限
		*4月決算法人の中間申告及び納付期限
		*消費税(4期)の納付期限 (年税額400万円超の7・1月決算法人)
年末年始の為、申告・納付期限は令和2年1月6日(月)となります		